

第1回北竜町農業委員会総会議事録

平成27年 1月26日
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成27年 1月26日(月)
午後4時00分～午後5時05分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室
- 3 出席委員 (10人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1番	出 口 宜 伸	6番	中 村 広 治
2番	川 本 和 幸	7番	大 場 信 一
3番	水 谷 茂 樹	8番	川 村 功
4番	善 岡 浩 樹	9番	西 野 利 幸
5番	北 清 裕 邦	10番	橋 本 勝 久

- 4 欠席委員 (0人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

- 5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農 政 報 告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第1号 旧農業者年金経営移譲年金裁定請求の進達について
- 第6 報告第2号 旧農業者年金老齢年金裁定請求の進達について
- 第7 報告第3号 新農業者年金特例給付年金裁定請求の進達について
- 第8 報告第4号 新農業者年金老齢年金裁定年金の進達について
- 第9 報告第5号 農地の合意解約について
- 第10 報告第6号 使用貸借権の設定期間満了に伴う期間変更届けについて
- 第11 議案第1号 農地法3条1項による許可申請について
- 第12 議案第2号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第13 議案第3号 農業委員会選挙人名簿登載申請に対する意見について
- 第14 その他 第2回農業委員会総会について
各種会議等について
平成28年度農業政策と予算要望について
平成26年貸借情報について
平成27年農業委員会開催日程について
その他

参与

産業課長 有 馬 一 志

農業委員会事務局職員等

局 長 續 木 敬 子
係 長 松 本 雄 大
主 事 小 野 晃 典

事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より平成27年度第1回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして橋本会長よりご挨拶願います。</p>
会 長	<p>平成27年はじめての農業委員会と言うことで、あけましてとうには過ぎておりますが、今年1年もよろしく願い致します。営農計画書も終わり、青色申告も終わればほとんど春作業の入口ということになります、いきなりやると去年は動けなくなったこともあり、少しづつ動きながら3ヶ月だらった体に1ヶ月で元にもどきたいなと思います。今日は、この後顔あわせもあるということですのでよろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は10名中10名の出席により、会議規則第6条により総会は成立しております。 会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については橋本会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは1番出口委員と2番川本委員の両名を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名ですが、事務局職員の續木局長、松本係長、小野主事を指名します。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告があれば産業課長よりお願いします。</p>
産業課長	<p>1月13日から平成27年の当初予算の編成が理事者査定が始まりました。農業委員会費においてもほぼ前年同額の予算となっております。また、みのりっちに地域おこし協力隊が入るという話がありましたが、残念ながら本人の都合で急遽取りやめとなりました、以上ご報告といたします。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。</p>
議 長	<p>本日の予定案件は、報告6件 議案3件 その他です。 直ちに会議案件の審議に入ります。</p>

議 長

日程第5

報告第1号「旧農業者年金経営移讓年金裁定請求の進達について」を上程します。事務局より説明を願います。

松本係長

報告1号「旧農業者年金経営移讓年金裁定請求の進達について」旧農業者年金基金施行規則第24条に基づき、下記のもの係る経営移讓年金裁定請求書を進達したので報告する。

平成27年1月26日

392

氏 名 ◎◎
住 所 板谷◎◎
生年月日 昭和◎◎年◎◎月◎◎日
進 達 日 平成26年12月29日
加入期間 302月（内カラ期間 153月）
基準日経営面積 145,562㎡
自 留 地 0㎡
経営終了日 平成26年10月1日
移讓方法 所有権移転
移讓相手 ◎◎

393

氏 名 ◎◎
住 所 美葉牛◎◎
生年月日 昭和◎◎年◎◎月◎◎日
進 達 日 平成26年12月30日
加入期間 227月（内カラ期間 156月）
基準日経営面積 403,481㎡
自 留 地 0㎡
経営終了日 平成26年12月18日
移讓方法 使用貸借
移讓相手 ◎◎

394

氏 名 ◎◎
住 所 西川◎◎
生年月日 昭和◎◎年◎◎月◎◎日
進 達 日 平成27年1月16日
加入期間 297月（内カラ期間 159月）
基準日経営面積 230,388㎡
自 留 地 0㎡
経営終了日 平成26年12月18日
移讓方法 使用貸借
移讓相手 ◎◎

議 長	報告第1号「旧農業者年金経営移讓年金裁定請求の進達について」 質問等ございませんか。
委 員	なし
議 長	質疑等がありませんので、報告済みといたします。
議 長	日程第6 報告第2号「旧農業者年金老齡年金裁定請求の進達について」上程 いたします。事務局より説明をお願いします。
松本係長	報告第2号「旧農業者年金老齡年金裁定請求の進達について」 旧農業者年金基金施行規則第26条に基づき、下記のもの係る老齡年金 裁定請求書を進達したので報告する。 平成27年1月26日 55 氏 名 ◎◎ 住 所 碧水◎◎ 生年月日 昭和◎◎年◎◎月◎◎日 進 達 日 平成26年12月19日 加入期間 昭和46年1月1日から平成13年12月31日まで 備 考 満65歳到達による裁定請求
議 長	報告第2号 「旧農業者年金経営移讓年金裁定請求の進達につい て」 質問等ございませんか。
委 員	なし
議 長	質疑等がありませんので、報告済みといたします。
議 長	日程第7 報告第3号「新農業者年金老齡年金裁定請求の進達につい て」上程いたします。 事務局より説明をお願いします。
松本係長	報告第3号「新農業者年金老齡年金裁定請求の進達について」 農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、下記のものに係 る老齡年金裁定請求書を進達したので報告する 平成27年1月26日 82 氏 名 ◎◎ 住 所 碧水◎◎ 生年月日 昭和◎◎年◎◎月◎◎日 進 達 日 平成26年12月19日 加入期間 平成14年1月1日から平成21年12月13日

	備 考	満65歳到達による裁定請求
議 長		報告第3号「新農業者年金老齢年金裁定請求の進達について」 質問等ございませんか。
委 員		なし
議 長		質疑等がありませんので、報告済みといたします。
	日程第8	
		報告第4号「新農業者年金特例給付年金裁定請求の進達について」 上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局長		報告第4号「新農業者年金特例給付年金裁定請求の進達について」 農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、下記のものに係 る老齢年金裁定請求書を進達したので報告する 平成27年1月26日
	13	
	氏 名	◎◎
	住 所	美葉牛◎◎
	生年月日	昭和◎◎年◎◎月◎◎日
	進 達 日	平成26年12月30日
	加入期間	227月（内カラ期間156月）
	経営終了日	平成26年12月18日
	移譲方法	使用貸借
	移譲相手	◎◎
	14	
	氏 名	◎◎
	住 所	西川◎◎
	生年月日	昭和◎◎年◎◎月◎◎日
	進 達 日	平成27年1月16日
	加入期間	297月（内カラ期間159月）
	経営終了日	平成26年12月18日
	移譲方法	使用貸借
	移譲相手	◎◎
議 長		報告第4号「新農業者年金老齢年金裁定請求の進達について」 質問等ございませんか。
委 員		なし
議 長		質疑等がありませんので、報告済みといたします
	日程第9	

事務局長

報告第5号「農地の合意解約について」上程いたします。
事務局より説明をお願いします。

報告第5号「農地の合意解約について」農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知があったので報告する。

平成27年1月26日

貸主	◎◎
借主	◎◎
土地	美葉牛◎◎外
地目	畑3筆
面積	39,451㎡

使用貸借は、平成23年6月24日から平成29年6月24日となっておりますが、◎◎◎◎さんの後継者と賃貸借するために合意解約いたします。合意解約日は、平成26年12月31日です。

貸主	◎◎
借主	◎◎
土地	三谷◎◎ 他1筆
地目	田 2筆
面積	32,156㎡

使用貸借は、平成26年2月28日から平成36年1月27日となっておりますが、◎◎◎◎さんの後継者と賃貸借するために合意解約いたします。合意解約日は、平成26年12月26日です。

議長

報告第5号「農地の合意解約について」質問等ございませんか。

委員

なし

議長

質疑等がありませんので、報告済みといたします

議長

日程第10

報告第6号「使用貸借権の設定期間満了に伴う期間変更届について」上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

報告第6号「使用貸借権の設定期間満了に伴う期間変更届について」農地法第3条の使用貸借の期間変更の届出があったので報告する。

平成27年1月26日

貸主	◎◎
借主	◎◎
土地	碧水◎◎外
地目	田13筆、畑1筆（14筆）

	<p>面積 96,900.33㎡ 設定期間 (変更前) 平成16年1月27日から平成27年1月26日 (変更後) 平成16年1月27日から平成37年1月26日</p> <p>貸主 和70-1 齋藤 孝志 借主 和53-22 齋藤 克司 土地 和44-3外 地目 田13筆、畑3筆(16筆) 面積 87,090㎡ 設定期間 (変更前) 平成16年2月27日から平成27年2月26日 (変更後) 平成16年2月27日から平成37年2月26日</p>
議長	報告第6号「使用貸借権の設定期間満了に伴う期間変更届について」質問等ございませんか
委員	なし
議長	報告第6号について、報告済みといたします。
議長	<p>日程第11</p> <p>議案第1号「農地法3条1項による許可申請(所有権)について」上程いたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号「農地法3条1項による許可申請(使用貸借)について」農地法3条の規定による、農地の使用貸借権の設定の許可申請のあった次のものについて、同法3条1項の規定により許可して宜しいか審議を求める。</p> <p>番号27-1</p> <p>貸主 三谷90-1 後藤 司 借主 三谷90-1 後藤 敦 当該地 三谷83-2外 地目 田12筆、畑2筆(14筆) 面積 35,337.50㎡ 目的 (貸主) 後継経営者に使用貸借による権利を設定したい (借主) 使用貸借により権利を設定し、後継経営者として農業を続けたい</p> <p>番号27-2</p> <p>貸主 美葉牛101-1 伊藤 博章 借主 美葉牛101-1 伊藤 守恭(いとう もりやす) 当該地 美葉牛92-1外</p>

	<p>地 目 田 8 筆、5 筆 (1 3 筆)</p> <p>面 積 138, 234m²</p> <p>目 的</p> <p>(貸主) 農業経営移譲年金の給付を受けるために後継経営者に使用貸借による権利を設定したい</p> <p>(借主) 使用貸借により権利を設定し、後継経営者として農業を続けたい</p>
議 長	議案 1 号について質問意見等ありませんか。
委 員	なし
議 長	議案 1 号「農地法 3 条 1 項による許可申請について」承認をしてよろしいですか。
委 員	異議なし
議 長	議案 1 号「農地法 3 条 1 項による許可申請について」は承認することに決定いたしました。
	<p>日程第 1 2</p> <p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により町より決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>平成 2 7 年 1 月 2 6 日</p>
	<p>2 7—賃— 1</p> <p>貸 主 ◎◎</p> <p>借 主 ◎◎</p> <p>当 該 地 三谷◎◎</p> <p>地 目 田 2 筆</p> <p>面 積 32, 156m² (水張 303㍍)</p> <p>利 用 権 賃貸借</p> <p>期 間 平成27年 1 月27日から平成36年 1 月27日</p> <p>貸付料及び諸経費 ◎◎円</p> <p>支払方法 毎年12月10日までに指定口座に振り込む</p>
	<p>2 7—賃— 2</p> <p>貸 主 ◎◎</p> <p> ◎◎</p> <p>借 主 ◎◎</p>

当該地 美葉牛◎◎外
地目 畑 3筆
面積 39,451㎡ (水張 394㍎)
利用権 賃貸借
期間 平成27年1月27日から平成37年12月31日
賃貸借 ◎◎円
支払方法 毎年11月30日までに指定口座に振り込む

議長

議案2号について質問意見等ありませんか。

水谷委員

規模拡大加算をもらっているもので、土地を後継者に変更した場合はどうなるのか、今回の2件とも該当すると思うが。

事務局長

後継者に変更した場合は大丈夫です。

松本係長

返還要件の中では、後継者移譲だけ大丈夫です。返還しなくて良いと認められています。

議長

他にありますか、なければ 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」承認をしてよろしいですか。

委員

異議なし

議長

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は承認することに決定いたしました。

議長

日程第13

議案第3号「農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定に基づく農業委員会選挙人名簿登載申請に対する意見について」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局長

議案第3号「農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定に基づく農業委員会選挙人名簿登載申請に対する意見について」平成27年1月1日現在で調製される北竜町農業委員会選挙人名簿の登載申請を農業委員会等に関する法律第8条の規定により内容の審査を行い北竜町選挙管理委員会に送付するため意見を賜りたい。

平成27年1月26日

農業委員会の選挙人名簿につきましては、その記載事項について農業委員会が意見を付して選挙管理委員会に提出することとなっており、本日申請書の内容及び所定欄に記載されたい意見に対してご審議いただくものです。また、選挙権を有する者で申請書を提出しないものは選挙権を有する者として認定して農業委員会が申請

書に代わるべき文書を作成して提出するものとなっております。名簿登載の資格については、地区割当表の下に記載しておりますとおり、

- ① 平成27年1月1日現在の北竜町農業委員会の区域内に住所にある方、
- ② 本年3月31日現在で20歳になるもの
- ③ 30㎡以上の農地を持ち耕作を営む者及び同居の親族又はその配偶者
- ④ 昨年1年間に60日以上耕作従事日数が60日以上あるもの
- ⑤ 農業生産法人の組合又は株主も同様の取り扱いになります。

なお、本日承認いただいたのちに選挙管理委員会に提出するまでの間に選挙人資格に変更等が生じた場合には、事務局で資格確認をしたのち会長専決にて修正して選管に提出することによりよろしいか合わせてご審議いただきたいと存じます。なお、選挙人名簿確定までに手続きですが、選挙管理委員会で提出された申請書に基づき選挙人名簿を調整し、2月23日から15日間縦覧に供したのち3月31日をもって確定することになります。

議長

事務局より説明が終わりましたが、ここで暫時休憩といたします。午後4時45分まで（15分）休憩といたします。

（休憩中）

申請書、付箋、筆記用具を配布する
担当地区の申請書について確認をお願いします。

（全委員、申請書確認開始）

（全委員、申請書確認終了）

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第3号についてご意見ありますか。特にないようですので議案第3号については、承認してよろしいでしょうか。

委員

異議なし

議長

異議なしと認め、議案第3号については、承認いたします。併せて本件承認以後、選挙人資格に変更等が生じた場合は、会長専決で処理いたします。

日程第14

「その他」について事務局より説明願います。

事務局長

その他事項ですが、次の第2回総会を2月25日（水曜日）午後1時30分よりこの場所で開催予定です。

議長

次の総会の日程ですが2月25日（水曜日）午後1時30分から開催で宜しいでしょうか。

<p>委員</p> <p>議長</p> <p>事務局長</p>	<p>異議なし</p> <p>次の総会を2月25日に開催します。 「各種会議等について」説明を願います。</p> <p>その他会議を説明します。</p> <p>① 1月29日（木曜日）～30日（金曜日）旭川市で農業委員会OB会があり会長出席の予定です。</p> <p>② 2月10日（水曜日）北空知農業委員会長事務局長会議があります。</p> <p>「平成28年度農業政策と予算要望について」 要望等の集約の依頼がありましたので要望等ございましたら提出をお願いいたします。</p> <p>「平成26年賃貸借情報について」ですが、平成26年中の契約について集計いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>最後に「平成27年農業委員会開催予定日について」ですが、道、北海道農業会議での開催日程を組込、案を作成いたしましたのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>農業政策への要望については、今回のコスト軽減の施策でもあったようにもっと北海道向けの施策を要望するようなものを書いたらいいのではないかと、全部北海道を外したような施策である</p> <p>北竜町内では、温湯消毒や共同利用なども進んでおり、現実には新規でないために使えないとかあるますし、今以上に効率を上げるなら使えるというのもこれ以上あげるというのも、単年度の僅かな補助事業の為に機械を買うとか施設を作ったりとかほぼありあえない話であるますし、現実やっているのものはカウントできない。このことも含めてみなさんの要望を提出いただきたいと思います。</p> <p>他に、みなさんから何かありませんか、無ければ、以上を持ちまして第1回農業委員会総会を終了します。</p>

議 長

議事録署名委員

1 番

2 番
